

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年5月 27 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500590号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600013号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年6月から昭和46年3月まで  
② 昭和49年4月から同年12月まで

国民年金の加入手続については、昭和45年\*月に20歳になったので、父がA県B市C区役所において行ってくれた。

国民年金保険料については、請求期間①及び②を含め、私が結婚するまで父及び母が納付してくれていたため詳細は分からないが、郵便局及び銀行において納付してくれた。

請求期間①及び②当時、父は呉服店を営んでおり、私は店で働いていたが、店は繁盛し経済的にゆとりがあった。税金や家族の国民年金保険料をきちんと納付していた父及び母が、私の当該期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、請求者は、「父が私の国民年金の加入手続を行い、父及び母が家族の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の父、母及び妹の請求期間②の国民年金保険料は納付済みである上、請求者の父は、国民年金の加入期間における全ての国民年金保険料を納付しており、請求者の母も、一部の期間を除き国民年金保険料を納付していることから、請求者の父及び母の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月10日にB市C区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の記録から、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和49年11月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求期間②の国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、オンライン記録によると、請求者に係る請求期間②前後の国民年金保険料は納付済みであり、請求者の母に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、請求期間②の国民年金保険料が現年度納付されていることを踏まえると、9か月と短期間である請求期間②の国民年金保険料について、請求者の父及び母が納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、前述の推認した加入手続時点(昭和49年11月頃)において、請求期間①の国民年金保険料は、時効により過年度納付することができず、請求期間①の国民

年金保険料を納付するためには、特例納付制度を利用するしかないが、特例納付が行われた場合には、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に納付内容が記録されることになるところ、請求者に係る特殊台帳によると、請求期間①の国民年金保険料が特例納付された記録は見当たらない。

また、請求者は請求期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者から具体的な陳述は得られない上、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっており、請求者の母について、請求者は、「病気療養中のために話を聞くことができない。」旨陳述していることから、請求期間①当時の状況は不明である。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求期間①当時の住所地であるB市C区における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の父及び母が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501005号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600015号

## 第1 結論

昭和49年9月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年9月から昭和50年3月まで

国民年金の加入手続について、私は行った記憶は無いが、私が所持する国民年金手帳を見ると、婚姻前の氏名と住所が記載されていることから、母が行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、母に確認すると、自宅に来ていた自治会の集金人に納付したと言っているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、その母が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を集金人に現年度納付してくれた旨陳述しているところ、請求者の母に係る国民年金手帳保管証及びA県B町(現在は、C町)の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付したことが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の母は、国民年金被保険者期間において国民年金保険料を全て納付している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月25日にB町において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年1月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を現年度納付することが可能であることから、国民年金の加入手続を行った請求者の母が、7か月と短期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500829号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600030号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月から平成20年11月までは28万円を32万円とする。

平成18年7月から平成20年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月から平成20年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間及び同年9月1日から平成23年8月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は28万円を32万円、平成21年9月から平成23年7月までは24万円を26万円とする。

平成20年12月及び平成21年9月から平成23年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月及び平成21年9月から平成23年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日は33万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日は33万円、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日及び平成23年7月15日は23万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日及び平成23年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日及び平成23年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 12 月 1 日まで  
② 平成 20 年 12 月 1 日から平成 23 年 8 月 21 日まで  
③ 平成 18 年 12 月  
④ 平成 19 年 7 月  
⑤ 平成 19 年 12 月  
⑥ 平成 20 年 7 月  
⑦ 平成 20 年 12 月  
⑧ 平成 21 年 7 月  
⑨ 平成 21 年 12 月  
⑩ 平成 22 年 7 月  
⑪ 平成 22 年 12 月  
⑫ 平成 23 年 7 月

A 社及び B 社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ（文書）が年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑫までの各期間に当該 2 社から支給された賞与及び仮払金が年金記録に反映していないことが分かった。当該 2 社では、夏期と冬期の年 2 回の一時金としての賞与のほかに、毎月、仮払金が給与とともに支給されていた。

A 社及び B 社から提供された賃金台帳を提出するので、請求期間①から⑫までの各期間に支給された賞与及び仮払金について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された仮払金が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、請求者から提出された賃金台帳、事業所が年金事務所に提出した給与計算書及び金融機関から提出された取引明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、請求者に対し給与とともに仮払金が支給されていることが認められる上、当該仮払金について、日本年金機構 C 事務センターは、賞与ではなく月例の給与であり、標準報酬月額の算定の対象となる報酬であるとしている。

請求期間①について、請求者から提出された賃金台帳等により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月から平成 20 年 11 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間及び同年9月1日から平成23年8月21日までの期間について、請求者から提出された賃金台帳等により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②のうち、平成20年12月及び平成21年9月から平成23年7月までに係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月及び平成21年9月から平成23年7月までに係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は32万円、平成21年9月から平成23年7月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成23年8月21日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑩までの各期間について、請求者は、標準賞与額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間③から⑥までの各期間について、請求者から提出された賃金台帳、金融機関から提出された取引明細書及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑥までの各期間における賞与支給日について、A社は、「請求期間③は平成18年12月15日、請求期間④は平成19年7月15日、請求期間⑤は同年12月15日、請求期間⑥は平成20年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間③から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日はいずれも33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間⑦から⑫までの各期間について、請求者から提出された貸金台帳、金融機関から提出された取引明細書及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦から⑫までの各期間における賞与支給日について、B社は、「請求期間⑦は平成20年12月15日、請求期間⑧は平成21年7月15日、請求期間⑨は同年12月15日、請求期間⑩は平成22年7月15日、請求期間⑪は同年12月15日、請求期間⑫は平成23年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間⑦から⑫までの各期間に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日は33万円、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日及び平成23年7月15日はいずれも23万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑦から⑫までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑦から⑪までの各期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、請求期間⑫について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同届を年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所及び年金事務所は、請求者の請求期間⑦から⑫までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求期間②のうち、平成21年1月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された貸金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501087号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600033号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年11月30日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成24年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月30日

請求期間にA社から賞与を支給されていたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支払明細書、源泉徴収簿等により、請求者が、請求期間に10万円の賞与の支払を受け、標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501084号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600034号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成15年7月15日は15万1,000円、同年12月10日は7万円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月15日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月

A社に勤務した元同僚の賞与に係る年金記録を訂正したことに関連して、私についても同社における賞与に係る年金記録を確認するようにとのお知らせ文書が年金事務所から届いたので、私の年金記録を確認したところ、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

請求期間①及び②について、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る賞与支給明細により、請求者が、請求期間①に15万1,716円、請求期間②に7万614円の賞与の支払を受け、請求期間①は15万1,000円、請求期間②は7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日付けで事業主からC年金事務所に提出された同事務所保管の厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)に記載されている賞与支払年月日から、請求期間①は平成15年7月15日、請求期間②は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務的な遺漏により期日を経過して請求者の当該期間に係る賞与支払届を提出した旨回答しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日付けで当該届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500766号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600012号

## 第1 結論

昭和63年6月から平成3年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月から平成3年5月まで

平成4年5月の結婚後、妻が、自宅に来た社会保険事務所(当時)の男性職員から、私の20歳以降の期間の国民年金保険料が未納になっていることを聞き、その後、定期的に来た当該職員に、請求期間の国民年金保険料を分割して納付した。

妻が請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、当該国民年金保険料を遡って分割して納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者に係る請求期間直後の平成3年6月から平成4年3月までの国民年金保険料が複数回に分割して過年度納付されている。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料納付の時期について、請求者の妻は、平成4年5月の婚姻以降に納付したと陳述しているが、当該婚姻月において、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができず、このことは、請求者の妻の陳述と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者に係る請求期間直後の平成3年6月分の国民年金保険料が平成5年7月30日に過年度納付されていることが確認できるところ、同年7月が請求者に係る国民年金保険料の過年度納付を開始した月であるならば、当該過年度納付時点において、請求期間の国民年金保険料は全て時効により納付することができない。

さらに、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500633号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600014号

## 第1 結論

平成元年3月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月から平成3年3月まで

私の国民年金の加入手続及び私が結婚するまでの国民年金保険料の納付は、母が全て行ってくれたので詳しいことは分からないが、母は、遅れることなく私の国民年金保険料を納付したと言っている上、国民年金保険料の未納が無いことをA県B市役所において確認して、私を嫁がせてくれた。また、私自身も、サラリーマンの妻の国民年金の手続が話題になった頃に、A県C市役所に出向いて、結婚前の期間に国民年金保険料の未納が無いことを確認している。

領収証書等の書類は残っていないが、請求期間の国民年金保険料を母が納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料について、請求者の母は、遅れることなく納付した旨陳述していることから、請求者の母が陳述するとおり当該国民年金保険料を納付するためには、請求者が20歳になった平成元年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出される必要がある。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、平成3年3月頃に、請求者に係る国民年金の加入手続がB市において行われ、同番号が払い出されたものと推認できる。この場合、当該加入手続時点(平成3年3月頃)において、請求期間のうち大部分の国民年金保険料は遡って納付することとなり、その一部分は過年度保険料(国庫金)として納付することになるが、請求者の母から、請求期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した旨の陳述は無く、請求者の母の陳述する納付方法とは符合しない。

また、請求者の母が陳述する納付方法により請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる場所、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者の母はB市において、請求者はC市において、それぞれ請求者に国民年金保険料の未納期間が無いことを確認した旨陳述しているが、請求者に係るB市及びC市の国民年金被保険者名簿を見ると、双方において請求期間は未納期間と記録されている。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の請求期間の国民年金保険料

が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501009号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600029号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年4月1日から昭和32年12月31日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社に入社した時期及び退職した時期を覚えていないが、請求期間のうちの2年弱ぐらいの期間、同社のC部門において、D職及びE職の業務に従事していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元従業員の陳述及び請求者が記憶する同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和53年9月にB社に名称変更した後、昭和63年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成9年に解散しているところ、解散時の元事業主は、「請求期間当時の資料が現存しないため、請求者の勤務、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料控除の状況については、不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間に被保険者記録の有る元従業員の一人は、「請求期間当時、A社では、一部の従業員のみを厚生年金保険の加入対象としていた。私は、F業務をすることになった際に加入したが、同社にG職として勤務していた私の妻は、加入していない。」旨陳述しているところ、当該被保険者名簿には、同社に勤務していたとされる、当該元従業員の妻に係る被保険者記録は見当たらない。

さらに、請求者は、A社に勤務していた複数の同僚について、氏名を挙げているところ、前述の被保険者名簿を見ると、当該同僚であると考えられる複数の被保険者が確認できるが、このうちの一人の同社における被保険者資格取得時期は、請求期間の終期から約8年後の昭和41年11月と記録されている上、当該被保険者名簿において請求期間に被保険者記録の有る複数の者が、請求期間当時の同社の従業員数について、50人以上と陳述しているところ、当該被保険者名簿の請求期間当時における被保険者数は20人を超えておらず、これらの事情及び一部の従業員のみを厚生年金保険の加入対象としていたとする前述の陳述を踏まえると、請求期間当時、同社では、従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿に被保険者記録の有る複数の者が、A社に入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入した旨陳述しており、このうち、F業務をすることになった際に厚

生年金保険に加入したとする前述の元従業員を含む複数の者が、「厚生年金保険料は、厚生年金保険に加入した後、給与から控除されるようになった。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501089号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年2月  
② 平成16年8月  
③ 平成17年2月  
④ 平成17年12月  
⑤ 平成18年12月  
⑥ 平成19年8月

A社の同僚の賞与支払に係る年金記録が訂正された旨のお知らせ文書が、年金事務所から届いたことにより、自身の年金記録を照会したところ、請求期間①から⑥までの各期間に支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

給与明細書等の資料は保管していないが、調査の上、請求期間①から⑥までの各期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑥までの各期間において、A社から賞与の支給を受けたとして、記録の訂正を求めている。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は、平成21年12月に解散し、平成23年9月に清算終了している上、請求期間当時の同社の元代表取締役二人に照会したものの回答が得られないところ、同社の代表清算人は、「代表清算人として保管する資料によると、平成16年2月、同年8月、平成17年2月及び平成19年8月の各月において、賞与であるB手当は、請求者には支給されていない。また、B手当は、2月及び8月に、月例給与に上乗せして支給されるものであり、そもそも平成17年12月及び平成18年12月は、B手当の支給対象月ではない。」旨陳述している。

また、請求期間①から⑥までの各期間について、A社が請求期間当時に入社していたC健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、当該各期間における賞与の記録は見当たらない。

さらに、請求期間①から⑤までの各期間について、D市から提出された請求者に係る平成17年度、平成18年度及び平成19年度の各市民税・県民税課税証明書に記されている各前年における社会保険料控除額は、いずれの年においても、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額に基づく社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料)と当該課税証明書に記されている給与支払額等から算出される雇用保険料の年間合計額を下回っており、請求者が当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除されたとは考え難い。

加えて、請求者は、「A社の賞与は銀行振込であった。賞与支給日は、月例の給与支給日(25

日)とは別の10日から月の半ば頃であったと思う。」旨陳述しているところ、請求期間⑤及び⑥について、請求者が給与及び賞与の振込先であるとする金融機関から提出された請求者に係る平成18年及び平成19年の預金取引明細表を見ると、請求期間⑤(平成18年12月)及び請求期間⑥(平成19年8月)に係るA社からの入金記録は、請求者が月例給与の支給日であるとする25日前後の日のみであり、それ以外に入金記録は無い。

また、請求期間⑥について、D市から提出された請求者に係る平成20年度の市民税・県民税課税証明書に記されている社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額に基づく社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料)と当該課税証明書に記されている給与支払額等から算出される雇用保険料の年間合計額を上回るものの、前述の預金取引明細表における平成19年8月の月例給与の入金額と、その前後の月(平成19年7月及び同年9月)の入金額との差が千円未満であることから、請求者が当該期間に賞与を支給されたとは考え難い。

このほか、請求期間①から⑥までの各期間において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から⑥までの各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500974号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600032号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月頃から平成19年7月1日まで

年金事務所で自身の年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成19年7月1日と記録されているが、同社のB支店において、平成16年6月頃から平成27年9月30日まで、正社員として勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録から、請求者が、請求期間のうち、平成16年7月22日以降の期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について事業所に確認することができない。

また、C市は、請求者に係るA社の平成18年分及び平成19年分の各給与支払報告書(個人別明細書)を保管しているところ、平成18年分給与支払報告書に記載されている社会保険料等の年額については、同報告書に記載されている支払金額から推認される雇用保険料の年額よりも少ない額であり、平成19年分給与支払報告書に記載されている社会保険料等の年額については、同報告書に記載されている支払金額から推認される雇用保険料の年額に、請求者の平成19年7月から同年11月までの期間におけるオンライン記録の標準報酬月額に基づく当該期間の健康保険料額及び厚生年金保険料額を加えた額よりも少ない額であることから、請求期間のうち、平成18年1月から平成19年6月までの期間について、請求者は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、D年金事務所は、A社における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を保管しているところ、当該取得届に記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成19年7月1日であり、オンライン記録と一致する。

加えて、全国健康保険協会E支部及びC市それぞれの回答によると、請求者は、平成16年6月21日から平成18年6月21日までは政府管掌健康保険の任意継続被保険者、同年6月21日から平成19年7月2日までは国民健康保険の被保険者である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501013号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600001号

## 第1 結論

昭和35年7月1日から昭和40年3月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年7月1日から昭和40年3月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した請求期間について、脱退手当金の支給済期間であるとの回答を受けた。

私は、昭和38年に結婚し、翌年\*月に第1子を出産した後は、産後休暇と有給休暇を取得したので、出産後は、A社B支店には一度も出勤しないまま、昭和40年2月末に同事業所を退職した。脱退手当金の請求手続はしておらず、退職前に脱退手当金の説明をA社B支店から受けていないので、請求期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。脱退手当金は受け取っていないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録が有る女性被保険者のうち、同事業所における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年3月1日の前後おおむね3年以内の間に当該被保険者資格を喪失し、当該資格喪失時において脱退手当金の受給資格を有していた者6人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、このうち請求者を含む4人に脱退手当金の支給記録が有り、当該4人全員が当該資格喪失日から4か月以内に脱退手当金を支給されている。

また、前述の女性被保険者のうち、複数の者が、退職時に事業所から脱退手当金の受給に関する説明があった旨回答しているところ、このうちの一人は、「事業所が請求手続をした。」、また別の一人は、「事業所から送られてきた書類を使って脱退手当金の受給手続を行った。」旨それぞれ陳述しており、これらの回答及び前述の脱退手当金の受給状況を踏まえると、請求者についても、その委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A社B支店における請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、請求期間に係る脱退手当金について、支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月半後の昭和40年5月18日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、口頭意見陳述において、請求者から聴取しても、受給していないことをうかがわせる陳述は得られなかった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。